

聖心女子大学図書館貴重図書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、聖心女子大学図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する貴重図書の取扱に関し、必要な事項を定める。

(指定)

第2条 貴重図書の指定は、別に定める「聖心女子大学図書館貴重図書指定基準」により、図書館委員会の議を経て図書館長（以下「館長」という。）が行うものとする。

(保存)

第3条 貴重図書は、防火、防虫、防湿等の措置を施した場所に別置して保存するものとする。

(利用)

第4条 貴重図書の利用は、別に定める「聖心女子大学図書館貴重図書利用要領」により、行うものとする。

(複写及び複製)

第5条 貴重図書の複写及び複製は、別に定める「聖心女子大学図書館貴重図書利用要領」により、行うものとする。

(要領の改廃)

第6条 この要領の改廃は、図書館委員会の議を経て館長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。